



第50期 定時株主総会 招集ご通知

2022年3月1日から2023年2月28日まで

株主総会参考書類

- 事業報告
- 計算書類(連結・個別)
- 監査報告

開催情報

日時: 2023年5月24日(水曜日)

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所: 東京都千代田区神田練塀町3

富士ソフトアキバプラザ5階

アキバホール



イオングループ未来ビジョン

一人ひとりの笑顔が咲く
未来のくらしを創造する



株式会社コックス

証券コード: 9876



議決権行使が簡単に!

「スマート行使」[®]対応

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単に行使いただけます。

証券コード9876
2023年5月9日
(電子提供措置の開始日 2023年5月2日)

株主の皆さまへ

東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号

株式会社コックス

代表取締役社長 三宅英木

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまには、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第50期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.cox-online.co.jp/ir/shareholder/meeting.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので以下の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年5月23日（火）午後6時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2023年5月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区神田練塀町3
富士ソフトアキバプラザ 5階 アキバホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第50期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項
第1号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎2016年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいてマイナンバーの利用が開始されております。株式等の税務関係の手続きでもマイナンバーが必要となりますので、株主さまのマイナンバーにつきましては、お取引の証券会社等へお届けください。証券会社とのお取引がない株主さまは、三井住友信託銀行株式会社にお申出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023年5月24日（水曜日）午前10時

会場 東京都千代田区神田練堀町3 富士ソフトアキバプラザ 5階 アキバホール

郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使
期限** 2023年5月23日（火曜日）
午後6時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

**行使
期限** 2023年5月23日（火曜日）
午後6時入力完了まで

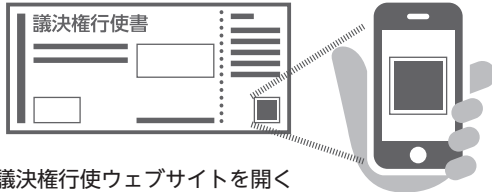
- インターネットと郵送の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合、最後に行われたものを有効とします。

インターネットによる議決権行使

◆「スマート行使」によるご行使◆

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

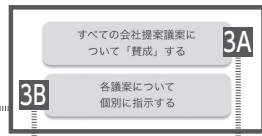
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

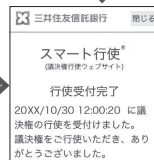


各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

全ての会社提案議案について「賛成」する



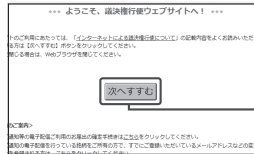
確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して完了です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード[®]を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>へ直接アクセスして行いたいことも可能です）。

◆ 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使 ◆

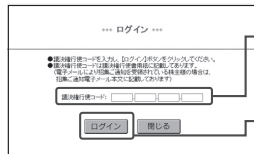
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



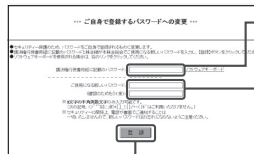
「次へすすむ」をクリック

2 ログインする



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

3 パスワードを入力する



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。
「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	12
連結計算書類	
連結貸借対照表	29
連結損益計算書	30
連結株主資本等変動計算書	31
計算書類	
貸借対照表	32
損益計算書	33
株主資本等変動計算書	34
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	35
会計監査人の監査報告書	38
監査役会の監査報告書	41

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役 三宅英木氏、山岡良司氏、福崎晴康氏、藤原信幸氏、若林泰氏、湯澤美和氏の6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの継続的な強化を図るため、取締役6名(内 社外取締役2名)の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 みやけ ひでき 三宅 英木

再任

生年月日	1969年4月19日(54歳)	所有する当社の株式数	1,319株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1992年4月 丸紅(株)入社 2011年9月 (株)フリーズインターナショナル取締役 2012年3月 (株)サンエー・インターナショナル執行役員 2014年7月 (株)オンワード樫山 クリエイティブオフィサー 2018年2月 イトキン(株)副社長執行役員 2021年5月 当社代表取締役社長(現任) 2021年9月 当社デジタル推進本部長(現任)		
取締役候補者の選任理由	三宅英木氏は、(株)フリーズインターナショナル取締役、(株)サンエー・インターナショナル執行役員、(株)オンワード樫山 クリエイティブオフィサー、イトキン(株)副社長執行役員等の実績により、多様な価値観の下での企業経営や事業再生の分野における豊富な経験と実績を有し、これらに基づく多角的な視点での変革力は当社の経営に不可欠であり、当社の企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。		
特別な利害関係	三宅英木氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。		

2 やまおか りょうじ 山岡 良司 (再任)

生年月日	1962年 8月 14日 (60歳)	所有する当社の株式数	12,694株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1985年 4月 (株)タカキュー入社 1996年 3月 (株)メルスチーフバイヤー 1998年 7月 同社 関東中央地区地区長 2004年 2月 (株)ブルーグラス店舗開発課長 2010年 8月 当社店舗開発部開発担当 2014年 2月 当社店舗開発部長 2020年 4月 当社営業本部長 兼 店舗開発部長 2020年 5月 当社取締役営業本部長 兼 店舗開発部長 2021年 2月 当社取締役営業本部長 2022年 3月 当社取締役販売・店舗開発管掌 (現任)		
取締役候補者の選任理由	山岡良司氏は、専門店事業会社及び当社において、店舗開発部長、営業本部長等の豊富な経験と実績を有し、店舗運営や出店交渉等に関する幅広いネットワークと知見は、当社の経営にとって不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。		
特別な利害関係	山岡良司氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。		

3 ふくざき はるやす 福崎 晴康 (再任)

生年月日	1963年 12月 14日 (59歳)	所有する当社の株式数	2,919株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1986年 3月 当社入社 2011年 10月 当社ikka事業部長 2014年 2月 当社事業サポート部長 2015年 5月 当社マーケティング部長 2019年 3月 当社商品開発部長 2020年 1月 当社生産・調達部長 2020年 5月 当社商品本部長 2021年 5月 当社取締役商品本部長 2022年 3月 当社取締役商品・事業開発管掌 (現任)		
取締役候補者の選任理由	福崎晴康氏は、ikka事業部長、マーケティング部長、商品開発部長、商品本部長等の経験と実績により、商品戦略における高い能力と専門性を有しており、これらの幅広い知見とリーダーシップは、当社の経営に必要な不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。		
特別な利害関係	福崎晴康氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。		

4 みうら たかし 三浦 隆司

新任

生年月日	1962年 9 月29日 (60歳)	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	<p>1985年 3 月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 1996年 3 月 タルボットジャパン(株)商品部長 2002年 2 月 同社営業本部長 2003年 5 月 同社専務取締役営業本部長 2006年 3 月 広東ジャスコ 社長 2012年 3 月 イオンリテール(株)取締役 兼 専務執行役員 GMS改革・専門店化推進担当 2013年 3 月 同社取締役 兼 常務執行役員 衣料商品企画本部長 2017年 3 月 同社執行役員商品企画本部長 2018年 3 月 トップバリュコレクション(株)専務取締役 2019年 3 月 同社代表取締役社長 2023年 3 月 イオン(株)専門店担当責任者 (現任)</p>		
取締役候補者の 選任理由	<p>三浦隆司氏は企業経営とりわけアパレル専門店事業において、豊富な経験と実績、高い見識を有しており、幅広い視野と高い視座を活かして事業執行の監督に尽力いただけるものと考えております。 これらの経験・見識を当社の経営に活かしていただくことを期待し、取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>		
特別な利害関係	三浦隆司氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。		

5 わかばやし やすし
若林 泰

再任

社外取締役候補者

独立役員
候補者

生年月日	1953年 6 月25日 (69歳)	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1976年 4 月 三菱商事(株)入社 2000年 1 月 同社・ブラジル三菱商事C F O 2011年 6 月 (株)日本ケアサプライ常勤監査役 2013年 7 月 (株)ポイント(現(株)アダストリア)専務執行役員 2015年 6 月 (株)ヴィジオ代表取締役(現任) 2016年 5 月 当社社外取締役(現任) 2019年 4 月 AFSコーポレーション(株)社外監査役(現任) 2020年 3 月 アリアンツ生命保険(株)社外監査役 2020年 5 月 イオン・アリアンツ生命保険(株)社外監査役(現任)</p>		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割	<p>若林泰氏は、高い倫理観・公正性などの人的要素を備え、三菱商事(株)、(株)日本ケアサプライ、(株)ポイント(現(株)アダストリア)において要職を歴任し、特に一般消費者を顧客とする事業会社での経営経験も豊富で、これまで培われたノウハウ、知見を活かし取締役会においては、主に経営的視点から業務執行の監督に尽力いただいております。</p> <p>また、当社の指名・報酬委員会等における積極的な提言や助言を通じて、コーポレートガバナンス向上への貢献を期待して社外取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>		
特別な利害関係	<p>若林泰氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。</p>		

6 ゆざわ みか 湯澤 美和

再任

社外取締役候補者

独立役員
候補者

生年月日	1964年12月10日（58歳）	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1990年4月 ㈱資生堂入社 1993年10月 LVMHモエヘネシー・ルイヴィトン㈱入社 2002年7月 ㈱日産自動車入社 2008年4月 アデコ㈱経営監査室長 2016年5月 当社社外取締役（現任） 2019年10月 ㈱AWA（エイ・ダヴリュー・エイ）代表取締役（現任） 2019年10月 ハンタージャパン㈱VP Finance & Operations APAC（現任）</p>		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割	<p>湯澤美和氏は、高い倫理観・公正性などの人的要素を備え、LVMHモエヘネシー・ルイヴィトン㈱、㈱日産自動車、アデコ㈱などにおいて財務管理、資金管理、サプライチェーン統合、内部監査業務等に従事した豊富な経験と知見を有し、特にダイバーシティ経営の推進及びガバナンス強化の観点から貢献いただいております。</p> <p>また、当社の指名・報酬委員会等における積極的な提言や助言を通じて、コーポレートガバナンス向上への貢献を期待して社外取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>		
特別な利害関係	湯澤美和氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
 2. イオン㈱は当社の親会社であります。
 3. 三浦隆司氏の現在および過去10年間の親会社および同社の子会社における地位および担当は、上記に記載のとおりであります。
 4. 若林泰氏および湯澤美和氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、両氏が選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出を継続する予定であります。
 5. 若林泰氏および湯澤美和氏が選任された場合、当社は、各氏との間で会社法第423条第1項の責任において、当社の定款第28条に基づき、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を継続する予定であります。
 6. 若林泰氏及び湯澤美和氏の当社社外取締役の就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって7年となります。
 7. 当社の親会社であるイオン㈱は、保険会社との間で、複数のグループ会社の役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社はその1社として保険料の一部を応分負担しております。今後、当該契約は継続、更新される予定であり、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となります。
 当該契約は、第三者及び当社に対する取締役・監査役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等に関する損害を填補の対象としており、故意または重過失に起因する場合は填補されません。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 長谷部啓氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

は せ べ ひ ら く
長谷部 啓

再任

社外監査役候補者

独立役員
候補者

生年月日	1956年12月30日（66歳）	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び 重要な兼職の状況	1975年 4 月 仙台国税局入局 2006年 7 月 税務大学校研究部教授 2015年 7 月 東京国税局課税第一部 国税訟務官室長 2016年 7 月 新宿税務署長 2017年 8 月 長谷部啓税理士事務所開業 2019年 5 月 当社社外監査役（現任）		
社外監査役候補者の 選定理由	長谷部啓氏は、国税局での長年の税務経験により、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を頂けるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		
特別な利害関係	長谷部啓氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。		

- (注) 1. 長谷部啓氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 長谷部啓氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
 3. 長谷部啓氏が選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出を継続する予定であり、当社は会社法第423条第1項の責任において、当社の定款第37条に基づき、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結する予定であります。
 4. 長谷部啓氏の当社社外監査役の就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
 5. 当社の親会社であるイオン(株)は、保険会社との間で、複数のグループ会社の役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社はその1社として保険料の一部を応分負担しております。今後、当該契約は継続、更新される予定であり、候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となります。
 当該契約は、第三者及び当社に対する取締役・監査役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等に関する損害を填補の対象としており、故意または重過失に起因する場合は填補されません。

以 上

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

当期の連結業績は、売上高148億59百万円(前年同期比111.9%)、営業利益4億27百万円(前年同期は営業損失8億72百万円)、経常利益4億21百万円(前年同期は経常損失8億32百万円)、固定資産の減損損失等による特別損失を22百万円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2億7百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失13億70百万円)となりました。

また、国内事業単体業績は、売上高148億52百万円(前年同期比111.9%)、営業利益4億22百万円(前年同期は営業損失8億77百万円)、経常利益4億28百万円(前年同期は経常損失8億23百万円)、当期純利益は2億14百万円(前年同期は当期純損失13億62百万円)となりました。

当連結会計年度(2022年3月1日～2023年2月28日)におけるわが国の国内景気は、度重なる新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続く一方、社会経済活動の再開に向けた行動制限の段階的緩和等により、一部の業種では景気回復の兆しが見られました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化によるエネルギー問題等による原材料や輸送コストの高騰、日米金利差の拡大を背景とした円安による輸入価格の上昇など、先行きが不透明な状況が続いております。

当社は、このような厳しい環境下にあって、柔軟にそして迅速に対応し、『Beautiful Life Innovator(新生活提案企業)への進化』を実現するため、「ブランド力強化・MD改革による荒利率の改善」「EC運営改善・DtoC強化によるEC売上の拡大」「売り方改革・売場改革による店舗売上の回復」を重点施策に掲げ業績の回復に取り組んで参りました。

「ブランド力強化・MD改革による荒利率の改善」においては、正価商品の販売ピーク時期における認知度向上、売上拡大のための雑誌タイアップ販促を3月・4月と10月・11月の合計4回実施いたしました。その結果、既存店売上高前年比は122.4%まで伸長いたしました。

また、前連結会計年度においてライフスタイル化の実験を行った店舗の実績を踏まえ、ikkaブランドのリニューアルを合計40店舗実施いたしました。グリーンを全面に打ち出した店舗内装・店舗ロゴの刷新、オリジナルグリーン雑貨などの導入を順次行い、健康で、楽しく、美しい生活“Beautiful Life”を提案するファミリー向けファッション・ライフスタイルセレクトショップ「ikka THE BEAUTIFUL LIFE GREEN STORE」として生まれ変わりました。今後も、改装を実施した店舗の実績状況を分析し、改装店舗を拡大してまいります。

商品面におきましては、バーゲン時期の値引き販売の抑制、商品投入スケジュールの見直し等に継続して取り組む一方で、キャリア商品の評価見直しを実施しました。この結果、売

上総利益率は、57.8%と前年から0.4ポイント増加し、期末商品残高は前年差4億54百万円の削減となりました。

「EC運営改善・DtoC強化によるEC売上の拡大」においては、新しい睡眠時間を提案するDtoCブランド「sleeping.com」のローンチパーティを7月に開催し、自社公式ECサイトおよびikka、LBCの限定店舗にて通常販売を開始いたしました。また、既存ブランドについては運営体制の改善に取り組み、出店サイトごとの営業利益率改善を進めております。特に利益率の高い公式サイトでの売上を拡大するため、店頭での勧誘による当社メンバーズクラブの会員獲得強化施策を実施し、公式サイトへの訪問客数の増加に寄与しております。

「売り方改革・売場改革による店舗売上の回復」においては、正価販売時期に、次回のご購入時に使える再来店を促すクーポンを配布し、新規会員獲得と正価販売拡大に努めました。売場面では、各店へテーブル・壁面ラック等の陳列什器を投入することにより、店舗の陳列密度をアップさせ、店舗の販売効率の向上に努めました。また、お客さまに入室していただきやすくなるよう、店頭の照度の改善なども実施いたしました。

(2) SDGs（持続可能な開発目標）に対する取組み

当社は、2018年10月よりSDGs委員会を立上げ、世界で解決しなければならない課題に対して、私たちができることを一企業として取り組んでおります。当連結会計年度においては、3つの「つくる」を軸に活動を実施いたしました。

① ちいきづくり

「ちいきづくり」として、地域の発展・コミュニティの形成に貢献するため、災害等の緊急支援募金活動や、街のクリーンアップ活動など地域活動への参加や、全国各都道府県への出店による人材採用などを行っております。

② ものづくり

「ものづくり」として、廃棄量の削減に貢献するため、生産量の適正化や在庫消化販売体制の強化を行っております。また、サステナブルな商品開発を進め、CO₂削減に貢献するため、自然由来素材・再生素材の積極的使用や環境に配慮した副資材の使用推進、配送回収の低減などを行っております。

③ ひとづくり

「ひとづくり」として、働きやすい環境を促進するため、女性管理職やイクボスの育成を進めるとともに、パートナー従業員の活躍を社内で評価し、表彰する制度を開始いたしました。また、多様性を尊重し、LGBTQへの理解を深める啓蒙活動を継続的に実施するとともに、障がい者や外国人の雇用も積極的に行っております。

(3) 設備投資及び資金調達についての状況

当連結会計年度の設備投資は、40店舗の店舗活性化を実施しました。この結果、当連結会計年度の設備投資総額は1億57百万円となり、自己資金をもって充当いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	連 結			
	第 47 期 (2019年度)	第 48 期 (2020年度)	第 49 期 (2021年度)	第 50 期 (2022年度)
売 上 高(千円)	17,130,242	16,309,939	13,276,374	14,859,037
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△444,768	△594,794	△832,531	421,956
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△897,071	549,106	△1,370,927	207,888
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)(円)	△32.52	19.89	△49.65	7.53
総 資 産 額(千円)	12,402,151	12,698,007	9,454,838	10,209,619
純 資 産 額(千円)	7,658,131	7,393,935	5,933,275	6,264,947
1 株 当 た り 純 資 産 額(円)	277.24	267.66	214.76	226.78

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

2024年2月期においては、新型コロナウイルス感染症拡大による店舗の休業や営業時間の短縮のような大規模な社会的活動の制限が発生することを想定しておりません。しかしながら、地政学的リスクやインフレ傾向による消費マインドの低迷や、エネルギー問題等による原材料や輸送コストの高騰、光熱費の上昇などにより、先行きは不透明な状況が続くものと思われまます。

そのような環境に対応していくため、中期3ヵ年計画にて掲げた「ブランド力強化・MD改革による荒利率の改善」「EC運営改善・DtoC強化によるEC売上の拡大」「売り方改革・売場改革による店舗売上の回復」に継続して取り組み、その精度をさらに上げることで、安定した黒字化を目指します。

「ブランド力強化・MD改革による荒利率の改善」については、ikkaブランド力の強化を図るため、ファミリー・カップル・ライフグッズをコンセプトに競合他社との差別化を明確にするとともに、アパレルとインテリア雑貨・グリーン・香りの雑貨を融合したライフスタイルを推進しております。また、商品面において直買・直商流の更なる推進を図るとともに、雑誌掲載タイアップ販促や販促企画の実施によるプロパー販売の強化を図ることにより荒利率の改善を図って参ります。

「EC運営改善・DtoC強化によるEC売上の拡大」については、専門人材の確保・育成に取組み、自社EC運営基盤強化のためにサイトの再リニューアルを計画し検索機能やクーポ

ン・ポイント機能の改善を進め、お客さまの利便性の向上に努めるとともに、メルマガ経由の自社会員の売上拡大を図るためのMAツールの導入も進めております。また自社サイトの売上拡大のため、店舗での会員獲得を強化して、自社サイトへの送客を進めております。

「売り方改革・売場改革による店舗売上の回復」については、プロパー期の雑誌タイアップ販促の実施や再来店を促すクーポン施策の実施などによる正価販売売上の拡大やセール期間中の売り方の大幅な見直しを継続して行っていくとともに、販売什器の追加導入による店内の在庫密度をさらに高めることにより、売上及び売上総利益率の向上を図って参ります。

2024年2月期は、当期以上に消費環境や生活様式が大きく変わることが予測されます。当社は変化に迅速に対応し、お客さまから支持していただけるブランド・会社へと成長させることで、事業構造を改革して参ります。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大による影響

新型コロナウイルス変異株による感染拡大の影響により、アジア各地からの商品調達において調達遅延による販売機会の減少や調達方法の変更によるコスト増加が発生し、収益に影響を与える可能性があります。

また、日本国内においては、当社が出店している商業施設の休業や営業時間の短縮の地域拡大などの大規模な社会的制限が発生することは想定・反映しておりません。

今後、景気動向、個人消費への影響は大きく変動する可能性があり、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 主要な事業内容（2023年2月28日現在）

当社グループは、紳士衣料、婦人衣料、子供衣料、服飾雑貨、生活雑貨並びに関連商品の小売販売を行っております。

(8) 主要な営業所及び従業員の状況（2023年2月28日現在）

① 当社グループの主要な営業所

営業店舗数は、1都1道2府40県にまたがり、日本国内で店舗展開しております。分布状況は次のとおりです。

地区	区分	ikka	LBC	合計
北海道・東北		30	—	30
関	東	41	15	56
中	部	25	3	28
近	畿	27	4	31
中国・四国		16	—	16
九州		18	—	18
合計		157	22	179

② 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
346名	35名減	46.2歳	16.8年

- (注) 1. 上記従業員の他に、パートタイマーは最近1年間の平均で500名(但し、1日8時間換算による)おります。
2. 従業員数にはイオン(株)及びその関係会社等への出向者42名を含んでおり、イオン(株)及びその関係会社等からの受入出向者16名を含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はイオン(株)であります。同社は当社株式を19,744,306株(うち、間接所有分は1,022,074株)保有しており、出資比率は71.5%(うち、間接所有分は3.7%)であります。

② 親会社等との取引に関する状況

当社は、イオン(株)を親会社とし、同社を中心とする企業集団に属しております。

1) 当該取引をするに当り当社の利益を害さないよう留意した事項

当社は、イオン(株)の子会社であるイオンリテール(株)等から店舗の賃借をしております。取引を実施するに当っては、一般的な取引と同様に市場相場に基づき交渉のうえ、合理的な判断に基づき決定しております。

2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断および理由

当該取引に当っては、法令、社内規定に基づき、取締役会における議論を経て、取引条件が一般的な取引と同等であることを確認のうえ、実施の可否を決定しており、当社取締役会は当社の利益を害することはないと判断しております。

3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 子会社の状況

名 称	住所	当社の出資比率	主な事業内容
BLUE GRASS (SHANGHAI) CO.,LTD.	中国 上海	100%	商品供給事業

休眠会社でありましたCOX (BEIJING) TRADE CO.,LTD.につきましては、当連結会計年度末を以て清算いたしました。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2023年2月28日現在)

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 27,711,028株 (自己株式97,786株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主数 10,903名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
イ オ ン 株 式 会 社	18,722,232株	67.80%
マ ッ ク ス バ リ ュ 西 日 本 株 式 会 社	535,355	1.94
イ オ ン フ ィ ナ ン シ ャ ル サ ー ビ ス 株 式 会 社	485,255	1.76
コ ッ ク ス 社 員 持 株 会	390,625	1.41
コ ッ ク ス 共 栄 会	287,702	1.04
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	209,000	0.76
株 式 会 社 S B I 証 券	128,800	0.47
楽 天 証 券 株 式 会 社	116,800	0.42
榭 田 忠 行	96,000	0.35
井 戸 健 志	84,500	0.31

(注) 持株比率は、自己株式(97,786株)を除いて計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年2月28日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
三宅英木	代表取締役社長 兼 デジタル推進本部長	—
山岡良司	取締役 販売・店舗開発管掌	—
福崎晴康	取締役 商品・事業開発管掌	—
藤原信幸	取締役	イオン(株)サービス・専門店担当責任者 (株)イオンファンタジー取締役 メガスポーツ(株)取締役 イオンエンターテイメント(株)取締役会長
若林泰	取締役	(株)ヴィジオ代表取締役 AFSコーポレーション(株)社外監査役 イオン・アリアンツ生命保険(株)社外監査役
湯澤美和	取締役	(株)AWA代表取締役 ハンタージャパン(株) VPFinance&OperationsAPAC
酒井慶美	常勤監査役	メガスポーツ(株)監査役
長谷部啓	監査役	長谷部啓税理士事務所
米満昭弘	監査役	イオン(株)関連企業部長
村上竹司	監査役	(株)タカキュー取締役 ブランシエス(株)監査役

- (注) 1. 2022年4月20日にて、常務取締役高橋英伸氏が辞任により退任いたしました。また、2022年5月24日開催の第49期定時株主総会において、常勤監査役古谷憲介氏、伊藤克彦氏、原田方正氏が辞任により退任し、酒井慶美氏が常勤監査役、米満昭弘、村上竹司が監査役に就任いたしました。
2. 社外取締役若林泰、同湯澤美和は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 常勤監査役酒井慶美、監査役長谷部啓は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役若林泰、同湯澤美和及び社外監査役長谷部啓を東京証券取引所規則に定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
5. 監査役長谷部啓氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

取締役の報酬限度額は、2021年5月25日開催の第48期定時株主総会において、年額2億円以内（このうち、金銭による報酬額として役員賞与を含めて年額1億7,000万円以内、株式報酬型ストックオプション公正価値分として年額3,000万円以内）とすることを決議いただい

ております。監査役の報酬限度額は、1990年5月12日開催の第17期定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議いただいております。

■当社の取締役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

取締役の報酬については、社外取締役が委員長かつ過半数を占める指名・報酬委員会で協議のうえ取締役会に答申することにより、プロセスの客観性、透明性の高いものとしており、以下の方針を2021年3月25日開催の取締役会において決議いたしました。

① 当社取締役報酬制度の基本的な考え方

- 1) 当社の経営理念である「お客さまのファッションやライフスタイルを彩る、本質的なゆたかさを提供し続ける」を実践し、またSDGsにも積極的に取り組むとともに、業績向上に寄与する経営戦略遂行を強く動機づけできる報酬制度とする。
- 2) ステークホルダー（お客さま、株主さま、従業員等）により納得され支持される、透明性・公正感が高い報酬制度とする。

② 取締役の報酬等の決定プロセス

- 1) 取締役の報酬等の額は2007年5月17日第34期定時株主総会第5号議案にて金銭による報酬額として従来の役員業績報酬部分を含めて年額1億7,000万円以内とすることで承認可決されており、当該株主総会決議により授権された範囲において取締役会にて決定する。
- 2) また、各取締役個別の報酬の決定については、取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長が、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当部門の業績を踏まえた評価配分案を作成し決定する。

③ 取締役の報酬等の構成及び取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
業務執行取締役の報酬は、以下のとおり基本報酬（月額報酬）と業績報酬、株式報酬型ストックオプションにより構成される。また、社外取締役の報酬は基本報酬のみとし、業務の執行をせず社外取締役に該当しない取締役には、取締役としての報酬は支給しない。

1) 基本報酬

役位別に設定した基準額内で、個別評価に基づき定めた金額を月例の固定報酬として支給する。

2) 業績報酬

会社業績報酬及び個人別業績報酬で構成される。業績報酬の支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとし、当該年度の会社業績および個人別評価に基づき0%から200%の範囲で変動させる。なお、業績報酬は、毎年一定の時期に支給する。

3) 株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬）

- a. 当社は、株価や業績と報酬との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や志気を高めることを目的に、常勤取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる。
- b. 新株予約権の目的となる付与個数については、取締役会において役位別基準金額に対して当該年度の業績に基づき決定する。
- c. 新株予約権は、毎事業年度一定の時期に付与される。

4) 業績報酬に係る指標の内容

業績報酬の支給に係る指標は、総合的な収益力を表すものとして、連結経常利益の達成水準を主な指標とし、連結当期純利益、連結営業利益の予算達成率及び各利益の昨年比増減ならびにその内容等を考慮する。

株式報酬型ストックオプションの支給に係る指標は、付与年度の経常利益が公表数値を達成した場合は全数を、達成率が「80%未満」の場合は半数を付与するものとする。また、付与年度の経常利益が赤字の場合は付与しない。

- 5) 業績報酬に係る指標の目標及び実績について前事業年度における連結経常利益は4億21百万円となり、期初に設定した目標連結経常利益を上回る結果となりました。

④ 各報酬等の額の取締役個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

代位別の基本報酬、業績報酬及びストックオプション（非金銭報酬）の報酬総額に占める割合は、以下を基本方針とする。

- 1) 報酬等の種類ごとの比率の目安は、60%から68%程度を基本報酬、25~30%程度を業績連動金銭報酬、6%から10%程度を株式報酬型ストックオプション報酬としている。
- 2) なお、総金銭報酬（基本報酬+業績連動金銭報酬）に占める業績報酬のウェイトは、30%程度とし、上位役位ほどその割合を高めることとしている。

上記の方針に則った審議を経て、2022年5月24日開催の取締役会での委任を受けた代表取締役社長 三宅英木が決定いたしました。

この権限を委任した理由は、当社全体業績を勘案し、各取締役の評価を行うには、代表取締役社長の同氏への委任が適していると判断したためです。

また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長が個人別報酬の決定において考慮した事項が、決定方針に沿うものであったか取締役会が事後的に

確認する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

■監査役の報酬等

監査役の報酬等は、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務分担等を勘案し、監査役の協議により決定しており、職責に応じた基本報酬のみを支給しております。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績報酬	株式報酬型 ストックオプション	
取締役	58,840	55,540	3,300	—	6
(うち社外取締役)	(9,600)	(9,600)	(—)	(—)	(2)
監査役	16,200	16,200	—	—	4
(うち社外監査役)	(15,600)	(15,600)	(—)	(—)	(3)
合 計	75,040	71,740	3,300	—	10
(うち社外役員)	(25,200)	(25,200)	(—)	(—)	(5)

- (注) 1. 上記支給人数には、事業年度中に退任した取締役1名、監査役2名を含んでおります。なお、無報酬の取締役1名及び、無報酬の監査役2名が在任しております。
2. 上記には、2022年4月20日をもって辞任した取締役1名を含みます。
3. 当社には使用人を兼務している取締役はおりません。
4. 取締役の報酬限度額は、2021年5月25日開催の第48期定時株主総会において、年額1億7千万円以内（うち、社外取締役分として年額3千万円以内）とし、株式報酬型ストック・オプション分については年間440個（44,000株以内）と決議いただいております。
5. 監査役2名は社外監査役であります。
6. 監査役の報酬限度額は、1990年5月12日開催の第17期定時株主総会において、年額3千万円以内と決議いただいております。
7. 役員ごとの報酬等の総額等
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
8. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
該当事項はありません。

株主総会決議に関する事項

役員区分	株主総会決議日	基本報酬ならびに業績報酬	株式報酬型ストックオプション	当該定時株主総会終結時点の員数
取締役	2021年5月25日 (第48期定時株主総会)	年額1億7千万円以内 (うち社外取締役：基本報酬のみ3千万円以内)	44,000株以内 (社外取締役付与なし)	7名 (うち社外取締役2名)
監査役	1990年5月12日 (第17期定時株主総会)	基本報酬のみ 年額3千万円以内	—	3名

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役若林泰氏、同湯澤美和氏との間には、定款第28条に基づき、会社法第423条第1項の責任について法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。社外監査役長谷部啓氏との間には、定款第37条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社の親会社であるイオン(株)は、保険会社との間で、複数のグループ会社の役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社はその1社として保険料の一部を応分負担しております。今後、当該契約は継続、更新される予定であり、各候補者が取締役および監査役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となります。

当該契約は、第三者及び当社に対する取締役・監査役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等に関する損害を填補の対象としており、故意または重過失に起因する場合は填補されません。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の状況及び当期における主な活動状況等

社外取締役 若林 泰氏

同氏の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

当期における主な活動状況として、当事業年度に開催した取締役会18回中18回出席し、長年の財務経理部門の経験に加え、三菱商事(株)の投資企業6社へ経営幹部として派遣された豊富な職務経験、特に一般消費者を顧客とする事業会社での経営経験と知識により、議案、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。

社外取締役 湯澤 美和氏

同氏の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

当期における主な活動状況として、当事業年度に開催した取締役会18回中18回出席し、国内海外両方の経営スタイルの経験や多様な環境で得た豊富な知見により、当社のダイバーシティ経営の推進及び、内部統制構築に関して議案、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 酒井 慶美氏

同氏の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

同氏は、当社の常勤監査役であります。

当期における主な活動状況として、選任後の当事業年度に開催した取締役会14回中13回、監査役会10回中9回出席し、グループ会社の営業本部長、内部監査室長、商品部長等として培った豊富な経験と高い見識に基づき、議案、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 長谷部 啓氏

当期における主な活動状況として、当事業年度に開催した取締役会18回中17回、監査役会13回中12回出席し、税務の専門家としての豊富な経験と知識に基づき、議案、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。

② 社外役員の報酬等の総額及び親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等の総額

	人 数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等	摘 要
社外役員の報酬等の総額等	5名	25,200千円	一千円	—

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等及び監査役会が同意をした理由

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 35,500千円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 35,500千円

(注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前事業年度における職務執行状況や報酬見積

もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社であるBLUE GRASS(SHANGHAI)CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 責任限定契約に関する事項

当社は、会計監査人との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結していません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 職務の執行にあたっては、グループ共有の行動規範である「イオン行動規範」および当社が定める「コックス行動規範」、「コックスビジネス行動指針」を行動の基本とし、法令若しくは定款の違反を未然に防止する。
- ② 当社は、取締役会・監査役会・会計監査人による経営管理体制を採っている。
- ③ 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規則に則り、経営上の重要事項の決議を行ない、報告を受ける。業務執行取締役は、3か月に1回以上自己の職務の執行状況を取締役に報告する。また、取締役の職務執行の法令・定款への適合性については、取締役相互で監視し合う他、監査役会による監査を受ける。
- ④ 当社は、監査役による監査の実効性を確保するため、社外監査役を選任するとともに、定期的に監査役会を開催し取締役から業務の執行状況の報告を受ける。

- ⑤ 当社は、内部統制全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、常勤監査役が参加する内部統制委員会を設置する。内部統制委員会は、内部統制担当責任者を指名し、各業務部門の長が適宜参画し、その事務局を総務担当部門に置く。内部統制委員会は、内部統制のシステム構築のために規程・マニュアル類の整備や実務的対応策を策定し、所定の手続きにより承認を得て、各業務部門に展開する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会、経営会議並びに重要な会議については、取締役会規則その他社内規程に従い適切に記録、保存及び管理を行う。
- ② 会社情報の正確かつ適切な開示を重視し、開示における社内体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクについては、内部統制委員会の実務的対応策の策定を受け、それぞれの担当業務部門にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等により全従業員に周知させ徹底を図る。
- ② 各業務部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を行う。各業務部門の長は、リスク管理の状況を内部統制委員会に定期的に報告する。
- ③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当要求に対しては、総務担当部門が中心となり、弁護士や警察等外部専門機関と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を原則として月1回定期的に開催し、また必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ② 業務の有効性と効率性を図る観点から、当社及び当社グループ経営に関わる重要事項については社内規程に従い、経営会議の審議を経て、取締役会において決定する。
- ③ 取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各業務部門の長らが迅速に遂行しているが、あわせて内部牽制機能を確立するため、職務権限規程においてそれぞれの組織権限や実行責任者の明確化、適切な決裁手続きを定める。
- ④ 当社は、中期経営計画を立案すると同時に、年度ごとに方針及び予算を策定している。各業務部門は、これを受けて部門方針と政策並びに予算を作成し、これに基づく月次の業績管理を行うとともに、四半期ごとに経営会議で部門政策の進捗管理を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① ステークホルダー及び地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス管理規程を作成し、社内教育にも取り入れる。
- ② 職場や業務で重大な倫理・コンプライアンス違反の事実、又はその疑いがある情報に接した従業員等が、その情報をコンプライアンス担当部門に直接提供することができる内部通報制度を構築し、事実の早期発見、対策、及び再発防止に努める。
- ③ 内部監査部門として経営監査室を設置しており、各部門の業務プロセス等を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会にも定期的に報告することにより業務改善に努める。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 親会社は、グループ会社向けの部門会議を定期的で開催し、法改正の動向・対応の検討、業務効率化に資する対処事例の水平展開等を図っている。なお、具体的対応の決定は、各社の事情に応じて各社が決定するものとしており、当社としては水平展開候補事例の通知を受ける他、コンプライアンス遵守状況等に係る報告等を適宜受ける体制としている。
- ② 親会社との賃貸借契約等の利益相反取引については、取締役会で投資採算等の審議を行い、可及的に市場価格での取引として利益を損ねない方策を講じる。
- ③ グループ会社間取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範を遵守し行う。
- ④ 子会社においては、当社から役員を配置し、子会社を管理する体制とする。また、子会社の担当取締役は定期的に業務及び取締役の職務の執行の状況を当社取締役会で報告するものとする。
- ⑤ 関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前審議を行い、必要な管理を行う。

(7) 監査役補助者の独立性等、監査役監査の実効性を確保する体制

常勤監査役が監査計画案及び監査予算の策定、監査役会議事録作成等の業務を直接に実施することにより、監査業務の独立性の確保に努める。ただし、監査役が補助する使用人を求めた場合、補助業務をするものを配置する。

(8) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制

- ① 当社の取締役並びに子会社の取締役及び監査役は、当社の取締役会等の重要な会議において、適時担当する業務の執行状況又は監査の実施状況の報告をする。

- ② 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等は、監査役会の定めるところに従い、次の事項につき監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- 1) 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - 2) 当社の内部監査を担当する部門の活動状況
 - 3) 当社の重要な会計方針、会計基準並びにその変更
 - 4) 重要開示事項の内容
 - 5) 重要な会議議事録並びに業務文書
 - 6) 当社に重大な損失が発生する可能性が生じた事実
 - 7) その他監査役が必要とする情報

(9) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は子会社も含め全使用人に対し、内部通報制度を周知し運用しており、前号の報告をしたことを理由に報告者が不利な取り扱いを受けないための対応を採る。なお、通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲である場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に通知する。

(10) **監査役 of 職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要なでないと認められない場合を除き、速やかに処理する。

(11) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、代表取締役及び取締役、並びに監査法人と、会社の課題、リスク、監査環境の整備、監査上の課題について、必要に応じ意見の交換を行うものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 取締役の職務執行にあたっては、グループ共有の行動規範である「イオン行動規範」および当社が定める「コックス行動規範」、「コックスビジネス行動指針」を行動の基本とし、法令若しくは定款の違反を未然に防止しております。
- (2) 取締役会を18回開催し、経営上の重要事項の決議や報告を行っております。
- (3) 監査役は、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席し、議案、審議等に関して、適宜発言しております。また、監査役会を13回開催し、監査に関する重要な事項の報告を受け、協議を行っております。更に、会計監査人や内部監査部門と積極的に情報交換し、当社の業務の適正を確保する体制を確認しております。

- (4) 当社は、内部統制全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、常勤監査役が参加する内部統制委員会を設置しております。当委員会を月1回開催し、現状の内部統制の状況に関する報告と早期の問題事案の把握に努めております。

(注) 事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しており、比率は四捨五入により表示しております。

1. 連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[流動資産]	[5,361,551]	[流動負債]	[2,817,086]
現金及び預金	3,231,728	支払手形及び買掛金	510,940
受取手形及び売掛金	32,804	電子記録債権	738,501
売上預け金	429,448	未払法人税等	347,907
棚卸資産	1,447,805	未払費用	304,505
未収入金	133,557	賞与引当金	369,068
その他の	86,413	役員業績報酬引当金	161,296
貸倒引当金	△206	店舗閉鎖損失引当金	24,598
		イオンクレジット負債	17,998
		資産除去債務	5,806
		預り消費税	8,837
		未払替予の	43,674
			13,394
			220,736
			28,468
			21,352
[固定資産]	[4,848,068]	[固定負債]	[1,127,585]
(有形固定資産)	(220,601)	退職給付に係る負債	71,669
建物及び構築物	131,682	繰延税金負債	372,917
器具備品	72,868	資産除去債務	682,999
その他の	16,050	負債合計	3,944,672
(無形固定資産)	(130,328)	(純資産の部)	
ソフトウェア	130,328	[株主資本]	[5,190,454]
		(資本金)	(4,503,148)
		(資本剰余金)	(5,353,945)
		(利益剰余金)	(△4,624,903)
		(自己株式)	(△41,736)
(投資その他の資産)	(4,497,137)	[その他の包括利益累計額]	[1,071,620]
投資有価証券	2,802,685	(その他有価証券評価差額金)	948,281
長期前払費用	8,475	(繰延ヘッジ損益)	△14,506
差入保証金	1,686,994	(為替換算調整勘定)	39,744
その他の	500	(退職給付に係る調整累計額)	98,101
貸倒引当金	△1,517	[新株予約権]	[2,873]
資産合計	10,209,619	純資産合計	6,264,947
		負債・純資産合計	10,209,619

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結損益計算書

(自 2022年3月1日
至 2023年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,859,037
売上原価		6,267,141
売上総利益		8,591,896
販売費及び一般管理費		8,164,894
営業利益		427,002
営業外収益		
受取利息及び配当金	75,129	
雑収入	11,760	86,889
営業外費用		
支払利息	16,401	
為替差損	70,858	
雑損失	4,675	91,935
経常利益		421,956
特別利益		
子会社清算益	20,019	
助成金収入	3,118	
雇用調整助成金	1,896	25,034
特別損失		
固定資産除売却損	1,833	
災害による損失	2,295	
臨時休業等関連損失	537	
減損損失	17,677	22,342
税金等調整前当期純利益		424,647
法人税、住民税及び事業税	240,738	
法人税等調整額	△23,980	216,758
当期純利益		207,888
親会社株主に帰属する当期純利益		207,888

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 連結株主資本等変動計算書

(自 2022年3月1日)
(至 2023年2月28日) (単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,503,148	5,354,282	△4,832,791	△42,585	4,982,054
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			207,888		207,888
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分(新株予約権の行使)		△337		853	516
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△337	207,888	849	208,400
当 期 末 残 高	4,503,148	5,353,945	△4,624,903	△41,736	5,190,454

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	846,569	—	51,400	49,864	947,834	3,387	5,933,275
当 期 変 動 額							
親会社株主に帰属する当期純利益							207,888
自己株式の取得							△4
自己株式の処分(新株予約権の行使)						△514	2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	101,711	△14,506	△11,656	48,237	123,785	—	123,785
当期変動額合計	101,711	△14,506	△11,656	48,237	123,785	△514	331,671
当 期 末 残 高	948,281	△14,506	39,744	98,101	1,071,620	2,873	6,264,947

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[流動資産]	[5,254,982]	[流動負債]	[2,815,253]
現金及び預金	3,128,143	支払手形	2,701
売掛金	32,804	支買子記簿債	508,238
売上預け金	429,448	未払法人税等	738,501
商貯蔵品	1,444,146	未払引当金	346,378
前払費用	3,658	未賞与業績報酬引当金	304,505
未収入金	59,725	店舗閉鎖損失引当金	368,764
その他の他	131,018	契約イント引当金	161,296
貸倒引当金	26,243	イ産除り去債	24,598
	△206	未為そのの	17,998
			8,837
			5,806
			43,674
			13,394
			220,736
			28,468
			21,352
[固定資産]	[4,949,664]	[固定負債]	[1,225,687]
(有形固定資産)	(217,695)	退職給付引当金	169,770
建物	131,682	繰延税金負債	372,917
器具備品	69,962	資産除去債	682,999
その他の他	16,050	負債合計	4,040,940
(無形固定資産)	(130,328)	(純資産の部)	
ソフトウェア	130,328	[株主資本]	[5,227,058]
		(資本金)	(4,503,148)
		(資本剰余金)	(5,353,945)
		資本準備金	2,251,574
		その他資本剰余金	3,102,370
		(利益剰余金)	(△4,588,298)
		その他利益剰余金	△4,588,298
		繰越利益剰余金	△4,588,298
		(自己株式)	(△41,736)
		[評価・換算差額等]	[933,774]
		(その他有価証券評価差額金)	(948,281)
		(繰延ヘッジ損益)	(△14,506)
		[新株予約権]	[2,873]
		純資産合計	6,163,706
資産合計	10,204,646	負債・純資産合計	10,204,646

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(自 2022年3月1日
至 2023年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		14,852,718
売上原価		6,267,141
売上総利益		8,585,576
販売費及び一般管理費		8,163,406
営業利益		422,170
営業外収益		
受取利息及び配当金	75,025	
雑収	20,432	95,458
営業外費用		
支払利息	16,338	
為替差損	67,030	
雑損	5,367	88,736
経常利益		428,892
特別利益		
子会社清算益	20,019	
助成金収入	3,118	
雇用調整助成金	1,896	25,034
特別損失		
減損損失	17,677	
災害による損失	2,295	
臨時休業等関連損失	537	
固定資産除売却損	1,833	22,342
税引前当期純利益		431,583
法人税、住民税及び事業税	240,738	
法人税等調整額	△23,980	216,758
当期純利益		214,824

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 株主資本等変動計算書

(自 2022年3月1日
至 2023年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	4,503,148	2,251,574	3,102,708	5,354,282	△4,803,123	△4,803,123	△42,585	5,011,722
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益					214,824	214,824		214,824
自己株式の取得							△4	△4
自己株式の処分(新株予約権の行使)			△337	△337			853	516
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△337	△337	214,824	214,824	849	215,336
当 期 末 残 高	4,503,148	2,251,574	3,102,370	5,353,945	△4,588,298	△4,588,298	△41,736	5,227,058

(単位：千円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	846,569	—	846,569	3,387	5,861,679
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益					214,824
自己株式の取得					△4
自己株式の処分(新株予約権の行使)				△514	2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	101,711	△14,506	87,204		87,204
当 期 変 動 額 合 計	101,711	△14,506	87,204	△514	302,026
当 期 末 残 高	948,281	△14,506	933,774	2,873	6,163,706

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年4月10日

株式会社 コックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 西川 福之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 片山 行央

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コックスの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年4月10日

株式会社 コックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 西川 福之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 片山 行央

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コックスの2022年3月1日から2023年2月28日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第50期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役の全員が一致した意見として、本報告書を作成し以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断および理由については、取締役会他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結個別注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月10日

株式会社コックス監査役会

常勤監査役 酒井慶美 ㊟
(社外監査役)

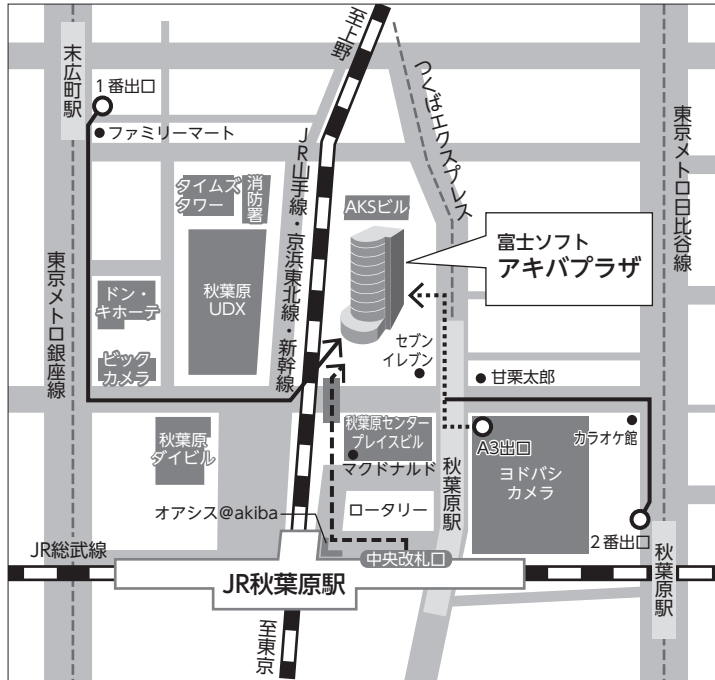
社外監査役 長谷部 啓 ㊟

監査役 米満昭弘 ㊟

監査役 村上竹司 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図



場 所 東京都千代田区神田練堀町 3
富士ソフトアキバプラザ5階 アキバホール
☎ (050) 3000-2741

交通機関

- ・JR・秋葉原駅中央改札口より徒歩2分
- ・つくばエクスプレス線・秋葉原駅A3出口より徒歩1分
- ・東京メトロ日比谷線・秋葉原駅2番出口より徒歩3分
- ・東京メトロ銀座線・末広町駅1番出口より徒歩8分